

オリパラに向けた日本人選手及び選手関係者における「帰国後14日間待機」に対する条件付き緩和について

資料1

(背景)

- 東京大会等に向けて、大会出場枠の獲得やチーム強化に関わる重要な国際大会の再開の動きが見られる。
- こうした国際大会等に参加し、帰国する選手に対し「帰国後14日間待機」を求めた場合、コンディション・能力維持のための練習が出来ず、今後の大会のパフォーマンスに影響が出る懸念がある。



下記「2.防疫措置」を各競技団体の責任で厳守するという条件の下、海外での国際大会等(※)からの「**帰国後14日間待機**」の期間におけるコンディション・能力維持のための練習を認める。

※東京大会及び北京冬季大会の出場枠獲得のための国際大会に限らず、強化目的の国際大会や遠征(合宿)も対象

※JOC、JPCを通じて各競技団体に通知(令和2年10月9日付)

1. 対象者

- (1) JOCの強化指定選手(冬季競技含む)
- (2) JPCの強化指定選手及びパラリンピック大会への出場可能性があるものとし、JPCが指定した選手(冬季競技含む)
- (3) 上記(1)(2)の関係者(※)

※ 関係者: 指導者(監督、コーチ)、トレーナー、練習パートナー、キャディ、スタッフ、ドクター、パラアスリート介助者、その他選手の練習のために不可欠な者

2. 防疫措置(入国拒否対象国・地域から帰国する場合)

日本出国前

○競技団体は、帰国後14日間の「活動計画書(誓約条項含む)」を作成し、JOC・JPCを通してスポーツ庁に提出

帰国時

○空港において検査を受検(検査結果判明まで、指示した待機場所に留まる)等

帰国後14日間

[健康管理]

- 健康状態を記録し、LINEアプリ等にて帰国後14日間毎日、保健所に健康状態を報告
- 接触確認アプリを使用して陽性者と接触した可能性を通知
- 地図アプリで位置情報保存

[実効性の担保]

- 競技団体による管理

[行動管理]

- 移動は公共交通機関を使用しない
- 外出は宿泊場所と練習場所の往復に限り、練習場所は事前に登録し、それ以外での練習は認めない
- 競技団体が事前に指定したコーチやトレーナー等の練習に必要な最低限の関係者に限り練習への同行を認める
- 他者との練習については、専門家等の意見を踏まえ、競技団体が作成するガイドラインに基づいて行う 等